２０２０年３月　　日

事務所代表者各位

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う緊急要望書

東海地域法律関連労働組合
〒４６０－０００２
名古屋市中区丸の内３－５－２
ミュゼット丸の内５階
電話０５２－９６３－９００８

今般、当組合は新型コロナウイルス感染症の本邦での流行に伴い、以下のとおり要望しますので、早急にご検討、ご対応いただきますようお願いします。

第１　予防策

１．職場での感染予防策を講じること。また、職員が行うべき予防対策について周知すること。

２．消毒液やマスクなど、感染予防のための備品の確保に努めるとともに、職場内の共用備品やドアなどの設備の消毒等の対策を行うこと。

３．通勤経路における感染リスクを低減するための施策を講じること（時差通勤の導入や、駐車場代を事務所負担としたうえでの自家用車通勤の許可など）。

４．職員の体調管理には十分に留意すること。

第２　働き方

１．事務職員が休みやすい環境整備を行い、症状がある事務職員に対して受診を促す対応をとること。

２．感染もしくは感染の疑いがある症状により、当該事務職員及び事務職員が関係する仕事に影響が発生または発生が予見される場合には、事務所の責任において対処することとし、当該事務職員への個人的な責任は問わないこと。

３．事務職員の雇用形態の正規、非正規を問わず、感染や感染による休職等を理由とした雇用契約の解除は行わないこと。また、本件による休職等に関して、人事評価の対象としないこと。

４．休業命令の際には、正規、非正規を問わず、賃金を全額保障すること。また、

雇用調整助成金制度も活用すること。

５．派遣事務職員に対する派遣契約の中途解除は行わないこと。中途解除の回避が不可能な場合、厚生労働省告示第２６１号「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（派遣先関連会社での就業斡旋、賃金または休業手当の支払い）を厳守すること。

第３　休暇等

１.事務職員本人またはその同居家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、医師の許可があるまで自宅待機を命じ、賃金は全額保障すること。

２．本件に関し、学校や保育施設等の休業の影響により、子の養育のため自宅での付き添いを必要とする事務職員に対し、特別有給休暇の付与、勤務時間の変更など、労働者の状況に応じた柔軟な措置を講じること。

３．本件に係る休暇を、使用者に付与義務が課せられている年次有給休暇（労働基準法第３９条）の対象としないこと。

４．健康保険の傷病手当金制度を活用する場合は、受給開始となる４日目までの待機期間である３日間の賃金については、全額保障すること。

５．傷病手当金を活用する場合、給付される金額は標準報酬月額の６割であるため、差額の４割を事務所負担とし、賃金の全額を保障すること。

以上